

株式会社日本貿易保険（NEXI）

貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針（案）

[XX年XX月]

株式会社日本貿易保険（NEXI）

貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇－制度－〇〇〇〇

前書き

株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、ここに「貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針」（以下「本情報公開指針」という。）を公表する。

本情報公開指針は日本貿易保険の「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を補完するものである。

本情報公開指針は、日本貿易保険が保険契約の対象となる原子力プロジェクト（第1部3.（1）にて定義する。）について、当該プロジェクト実施者等による情報公開及び住民参加配慮（以下「情報公開配慮」という。）が適切になされていることを確認することによって、我が国の政策を踏まえつつ環境社会に配慮した外国貿易その他の対外取引の健全な発達等に寄与すべく、貿易保険における原子力プロジェクトの情報公開配慮に関する確認の基本方針及び手続きの指針を定めるものである。

日本貿易保険は原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全であることを認識すると共に、本情報公開指針に基づく適切な情報公開配慮の確保に最大限の努力を行う。

本情報公開指針は、原子力プロジェクトに関わる情報公開及び住民参加に関する国際的枠組みと公的輸出信用と環境社会デューディリジェンスに関するコモンアプローチ（以下「コモンアプローチ」という。）を踏まえ策定されたものである。

本情報公開指針はこれらの進展を勘案して今後も必要に応じ見直されるものである。

目次

第1部

1. 情報公開配慮確認にかかる基本指針
2. 情報公開配慮の目的・位置づけ
3. 情報公開配慮確認にかかる基本的考え方
4. 情報公開配慮確認手続き
5. 日本貿易保険による情報公開配慮確認にかかる情報公開
6. 意思決定への反映
7. 情報公開配慮の適切な実施・遵守の確保

第2部

1. 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容
2. チェックリストにおける分類・チェック項目

(注) 第2部は第1部と一体をなすものである。

【第1部】

1. 情報公開配慮確認にかかる基本指針

日本貿易保険は、保険契約の対象となる原子力プロジェクトについて、同プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらすことがないように、さまざまな手段を活用し、プロジェクト実施者等により適切な情報公開配慮がなされていることを確認する。

日本貿易保険は、透明性とアカウンタビリティを確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける原子力プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含むステークホルダー（以下「ステークホルダー」という。）の参加が重要であることに留意する。

日本貿易保険は、地域住民を含むステークホルダーに対する原子力プロジェクトの潜在的影響の大きさに鑑み、原子力プロジェクトにおいては適切な情報公開配慮が特に重要であることを認識し、本情報公開指針を策定する。

日本貿易保険は、情報公開配慮の適切性を確認するための基準についてコモンアプローチの考え方を適用する。

日本貿易保険は、日本貿易保険の保険契約の対象となる原子力プロジェクトにおいて情報公開配慮が必要であることを本情報公開指針に明記する。

日本貿易保険は、内諾（内諾申請を行わない場合にあつては、保険契約の締結。以下同じ。）の可否等を意思決定する際に、要件の充足を確認するため、情報公開配慮についてのレビューを行う。

日本貿易保険は、適切な情報公開配慮が行われるよう、その確保に最大限努力する。

日本貿易保険は、内諾の意思決定以降においても、一定期間、必要に応じ、情報公開配慮が確実に実施されるよう輸出者等を通じプロジェクト実施者に対するモニタリングや働きかけを行う。

日本貿易保険は、原子力プロジェクトの準備・形成の段階から日本貿易保険が関与する場合、適切な情報公開配慮がなされるよう、なるべく早期の段階から輸出者等を通じプロジェクト実施者に働きかける。

2. 情報公開配慮の目的・位置づけ

本情報公開指針は、日本貿易保険が行う 1) 手続き（内諾前、内諾後を含む）、2) 判断にあたっての基準、及び 3) 保険契約の対象となる原子力プロジェクトについて

て情報公開配慮の観点から確認する内容、を示すことにより、プロジェクト実施者に対し、本情報公開指針に沿った適切な情報公開配慮の実施を促すものである。これにより日本貿易保険は、情報公開配慮確認の透明性・予測可能性・アカウントビリティの確保に努める。

3. 情報公開配慮確認にかかる基本的考え方

(1)適用

本情報公開指針は、ガイドラインを補完するものとし、ガイドラインが対象とするプロジェクトのうち、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認に関する検討会議」（平成27年10月6日原子力関係閣僚会議決定）が安全配慮等確認を行う案件（以下「原子力プロジェクト」という。）に適用する。本情報公開指針はガイドラインに加えて適用される。

(2)情報公開配慮の責任主体

プロジェクトの情報公開配慮の主体は、原則としてプロジェクト実施者であり、日本貿易保険はこれを本情報公開指針に照らし確認する。

(3)日本貿易保険による情報公開配慮確認

日本貿易保険は情報公開配慮確認のために以下を実施する。

- (a) 内諾の可否等を意思決定する際に、要件の充足を確認するために情報公開配慮についてのレビューを行うこと（以下「レビュー」という。）
- (b) 内諾後のモニタリング及びフォローアップを行うこと（以下「モニタリング」という。）

日本貿易保険は、上記レビューにあたっては、原子力プロジェクトの情報公開配慮のチェックリストを用いる。（第2部2．参照）

日本貿易保険は、レビューにおいて、本情報公開指針に照らし、原子力プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で以下を確認する。

- (a) プロジェクト実施前に適切かつ十分な情報公開配慮がなされるか
- (b) プロジェクト実施者や相手国政府の準備状況、経験等に照らし、情報公開配慮が内諾の決定後も適切に実行されるかどうか

日本貿易保険は内諾をした後一定期間、輸出者等を通じてモニタリングを行う。

(4)情報公開配慮確認に要する情報

日本貿易保険は、基本的に輸出者等から提供される情報に基づきレビューを行うが、必要に応じ、輸出者等に対し追加的な情報の提供を求める。

日本貿易保険は、関係機関との情報交換に努めつつ、ステークホルダーから提供される情報も活用してレビューを行う。

(5)情報公開配慮の適切性を確認するための基準

日本貿易保険は、レビューにおいて、本情報公開指針が示す情報公開配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。

- (a) 情報公開配慮に関して相手国及び当該地方の政府等が定めた基準を遵守しているかどうかを確認する。
- (b) 世界銀行のセーフガードポリシーまたは国際金融公社のパフォーマンススタンダードの情報公開配慮に関する部分に適合しているかどうかを確認する。
- (c) 原子力の安全に関する条約、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約、及び原子力施設に関する国際原子力機関（IAEA）安全基準の情報公開配慮に関する部分に適合しているかどうかを確認する。

プロジェクトの情報公開配慮のあり方がそれらの基準と比較検討し大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。

(6)意思決定への反映

日本貿易保険は、レビューの結果を考慮して、内諾の可否等の意思決定を行う。なお、レビューの結果、適切な情報公開配慮が確保されないと判断した場合は、適切な情報公開配慮がなされるよう、輸出者等を通じ、プロジェクト実施者に働きかける。

本情報公開指針に沿った適切な情報公開配慮がなされない場合には、内諾をしない等の対応を行うこともある。

4. 情報公開配慮確認手続き

(1)レビュー

日本貿易保険は本情報公開指針の対象となる原子力プロジェクトに対して、ガイドラインに定められた環境レビュー手続きに加え（ガイドライン3.（3）参照）、本情報公開指針を適用すると共に、原子力プロジェクトの情報公開配慮チェックリストを参照する。

(2)モニタリング

日本貿易保険は、原則として、本情報公開指針が適用される原子力プロジェクトについて、内諾後の一定期間、輸出者等を通じ、プロジェクト実施者等による情報公開配慮のうち重要な項目につき、実施結果の確認を行う。

その他モニタリングに関してガイドライン（ガイドライン5. を参照）を適用する。

5. 日本貿易保険による情報公開配慮確認にかかる情報公開

日本貿易保険は、ガイドラインに定められた情報公開の基本的な考え方を適用する。（ガイドライン6. を参照）

日本貿易保険は、ガイドラインによる情報公開に加え、原子力プロジェクトに関しプロジェクト実施国で一般に公開された文書のうち情報公開配慮上重要な文書につき、日本貿易保険ウェブサイト等で公開する。

6. 意思決定への反映

日本貿易保険は、レビューの結果を考慮して、内諾の可否等の意思決定を行う。

日本貿易保険は、情報公開配慮を確実に実施するために必要と考える場合、輸出者等を通じプロジェクト実施者に対し適切な対応を働きかけるため、内諾書、保険証券その他これらに付随する文書に条件を付すことがある。輸出者等が条件に違反したときは、内諾を取消すことがあり、また保険契約締結後においては、保険契約を解除することがある。

7. 情報公開配慮の適切な実施・遵守の確保

日本貿易保険は、ガイドラインの7. の基本的考え方に従い、本情報公開指針に示された方針や手続が適切に実施され、本情報公開指針の遵守が確保されるよう努める。日本貿易保険は、日本貿易保険による本情報公開指針の遵守を確保するため、本情報公開指針の不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとる。

附則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

【第2部】

1. 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容

以下に示す事項の調査に基づき、適切な情報公開配慮が行われていることを原則とする。

(1) 相手国法体系

- **関連国際協定:** 相手国に関し、(i)原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）及び、(ii)使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（廃棄物等合同条約）について、1)当該条約への加入状況及び 2)加入している当該条約に関して情報公開配慮に関する義務の国内法化の状況。
- **IAEA 安全基準:** 相手国に関し 1)国際原子力機関（IAEA）への加盟状況、2)IAEA 安全基準が求める情報公開配慮の国内法化の状況

(2) 情報公開

- **情報公開手続き:** 以下の情報の適切な公開
 - 1) 原子力に関する規制、指針
 - 2) 原子力に関する規制手続き
 - 3) 原子力に関する規制上の意思決定
- **個別プロジェクトにおける情報の入手可能性と提供:** 個別原子力プロジェクトに関し、プロジェクトの特性に応じ、関係するステークホルダーに対する以下の情報の入手可能性と提供
 - 1) 立地及び建設計画
 - 2) 緊急時の準備と対応計画
 - 3) 環境影響評価
 - 4) 使用済燃料及び放射性廃棄物管理計画

(3) 住民参加

- **住民参加手続き:** 原子力プロジェクトの許認可プロセスへの住民参加状況。以下の点に留意。
 - 1) 住民への情報提供
 - 2) 特に地域レベルでの参加機会の提供

- 3) 適切な協議
- 4) 協議結果の考慮

2. チェックリストにおける分類・チェック項目

チェックリストには以下の情報公開及び住民参加に関する分類とチェック項目が含まれる。

分類	チェック項目
1. 相手国法体系	(1)国際協定締約国*
	(2)国際協定の施行*
	(3) IAEA 加盟国
	(4) IAEA 安全基準
2. 情報公開	(1)情報公開手続き
	(2)情報の入手可能性と提供
3. 住民参加	(1) 住民参加手続き

*日本貿易保険は、日本国政府が行うこれらの点に関する調査結果を参照することが出来る。